

おいらせ町子ども読書活動推進計画

(第二次)



[おいらせ町総合教育会議：学校教育における電子図書館の活用(町立甲洋小学校)]

令和5年3月

おいらせ町教育委員会

目 次

第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の対象	1
3 計画の期間	1
4 計画の構成	1

第2章 おいらせ町における現状と課題

1 「子どもの読書活動に関する意識調査」について	2
(1)「子どもの読書活動に関する意識調査」実施要領	2
(2)「子どもの読書活動に関する意識調査」結果の分析	3
① 保護者	3
② 児童生徒	11
2 「子どもの読書活動を支える読書環境等に関する実態調査」について	16
(1)「子どもの読書活動を支える読書環境等に関する実態調査」実施要領	16
(2)「子どもの読書活動を支える読書環境等に関する実態調査」結果	16
① 認定こども園・幼稚園	16
② 小学校・中学校・高等学校	16
③ 図書館・公民館図書室	17
3 当町の課題	18
(1) 乳児期からの家庭での読み聞かせの浸透	18
(2) 学校図書館の充実と地域との連携	18
(3) 図書館・公民館図書室の機能強化	18
(4) 読書離れへの対応（不読率の改善）	19
おいらせ町子ども読書活動推進計画 体系図	20

第3章 基本方針

基本方針 1	子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取り組みの推進	21
基本方針 2	子どもの読書活動を支える環境の整備・充実	21
基本方針 3	子どもの読書活動を推進するための連携・協力と意識啓発	21

第4章 子どもの読書活動推進のための施策

基本方針 1	子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取り組みの推進	22
1	家庭における子どもの読書の機会の充実	22
2	地域における子どもの読書の機会の充実	23
3	学校等における子どもの読書の機会の充実	23
基本方針 2	子どもの読書活動を支える環境の整備・充実	24
1	図書館・公民館図書室における環境の整備・充実	24
2	学校における環境の整備・充実	26
基本方針 3	子どもの読書活動を推進するための連携・協力と意識啓発	27
1	ボランティアとの連携・協力による読書活動の推進	27
2	学校・認定こども園等と図書館の連携強化	27
3	子どもの読書活動に関する啓発の推進	27

[資料]

◎ 計画策定の経過	29
◎ 子どもの読書活動の推進に関する法律	30
◎ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準	32

第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）であり、未来をつくる子どもたちが読書に親しみ、自主的に読書活動をするためには、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していく必要があります。

おいらせ町では、「青森県子ども読書活動推進計画」に基づき、社会情勢の変化や当町の子どもの読書環境の現状と課題を踏まえ、地域に根差した子どもの読書活動を計画的に推進していくため、「おいらせ町子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

2 計画の対象

本計画の対象である「子ども」とは、概ね0歳から18歳までとします。

3 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間にわたる施策の基本的方向を示すものです。

4 計画の構成

本計画は、第1章「計画策定について」、第2章「おいらせ町における現状と課題」、第3章「基本方針」、第4章「子どもの読書活動推進のための施策」の全4章で構成されています。

第2章 おいらせ町における現状と課題

1 「子どもの読書活動に関する意識調査」について

(1) 「子どもの読書活動に関する意識調査」実施要領

- 調査目的 現在の子どもの読書傾向や保護者の意識を把握し、これから策定する「おいらせ町子ども読書活動推進計画」の基礎資料とする。
- 調査方法 町内の認定こども園、幼稚園、学校を経由した調査票の配布及びおいらせ町電子申請・届出システムを利用したアンケート調査による。
- 調査票 選択・記述（入力）方式。
- 調査対象
 - ・認定こども園及び幼稚園（小学校区1施設程度）に通う年長児の保護者
 - ・小学生（2年生・5年生）、中学生（2年生）、高校生（2年生）とその保護者
- 調査時期 令和4年7月11日～令和4年8月31日

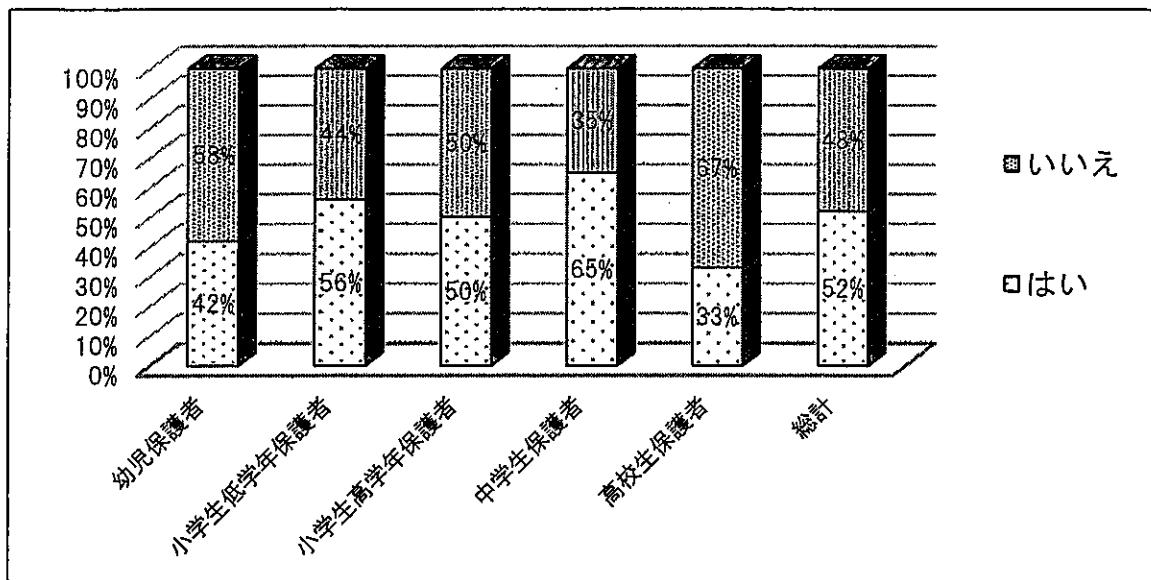
●調査票配布数・回収数・回収率

	配布数			回収数			回収率	
	児童・生徒		保護者	児童・生徒		保護者	児童・生徒	保護者
本村こども園			8				-	-
おおぞら保育園			16				-	-
菜の花保育園			45				-	-
あゆみ保育園			22				-	-
二川目保育園			14				-	-
百石幼稚園			29				-	-
こ・幼 計			134			24		17.9%
	うち小2	うち小5		うち小2	うち小5			
下田小学校	34	19	15	34	31	18	13	-
木内々小学校	57	33	24	59	48	25	23	-
木ノ下小学校	61	36	25	61	36	25	-	100.0%
百石小学校	56	24	32	56	47	20	27	-
甲洋小学校	35	17	18	35	35	17	18	-
小学校 計	243	129	114	245	222	116	106	94
下田中学校	23			23	23			-
木ノ下中学校	27			27	27			-
百石中学校	37			37	37			-
中学校 計	87			87	87		57	51
百石高校	27			27	22		3	81.5%
合計				36	36			28.0%
								92.7%

(2) 「子どもの読書活動に関する意識調査」結果の分析

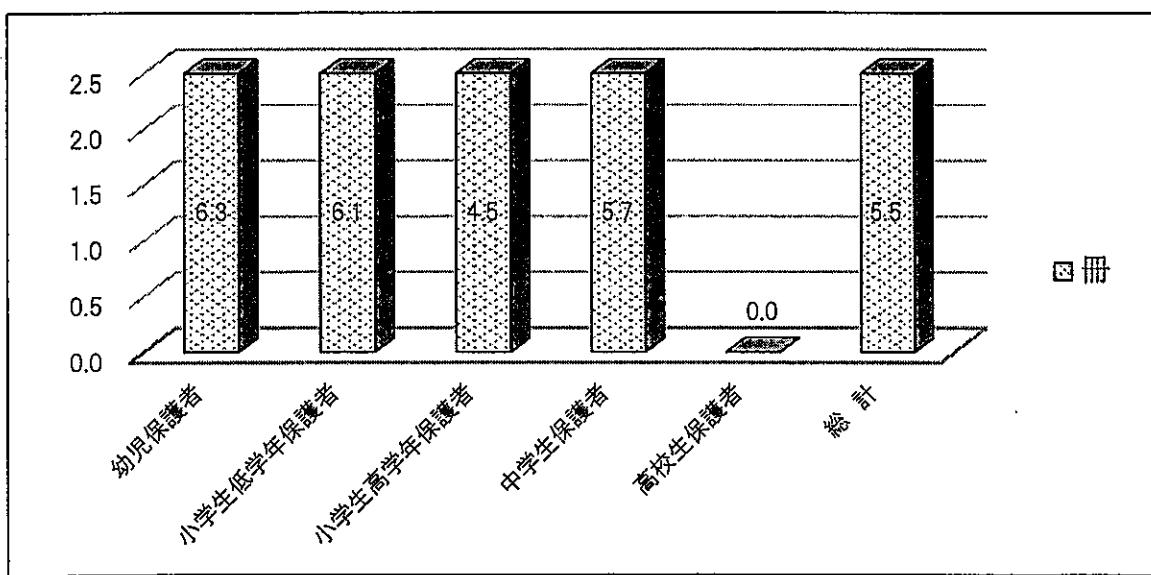
① 保護者

- 問1 あなたの家庭では、大人の中で1人でも図書館の利用カードを作っていますか？



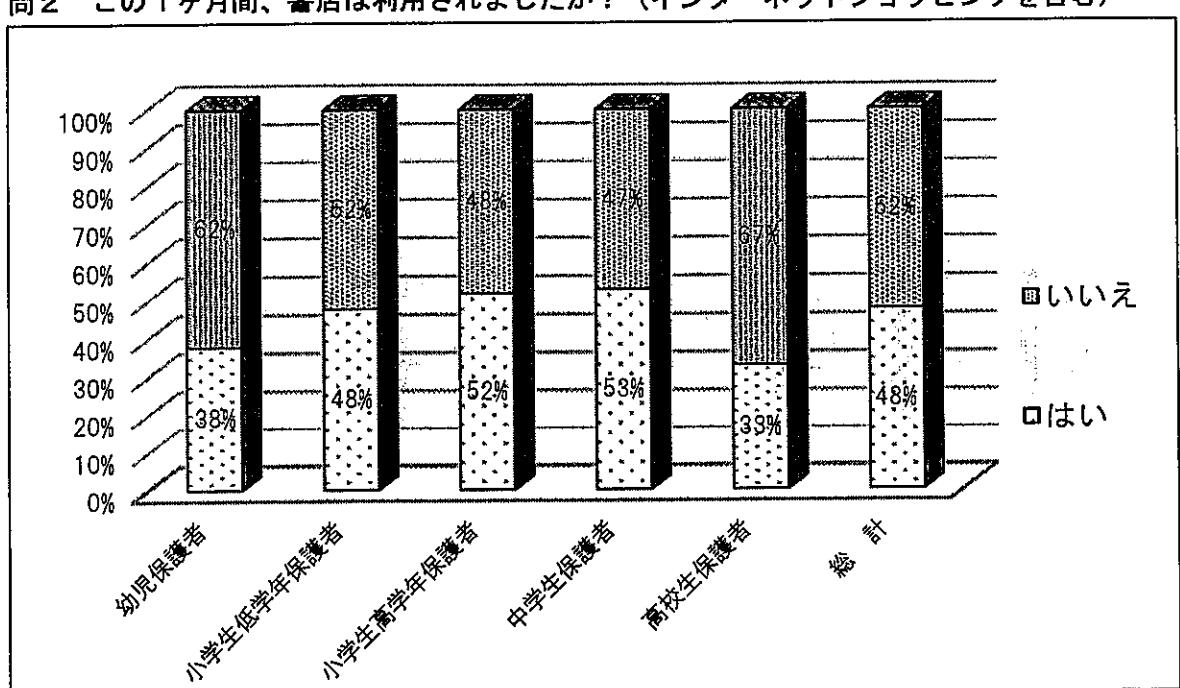
約半数の家庭は、利用カードを持っている人がいるという結果になりました。幼児から小中学生の家庭では、約半数の保護者が一度は図書館を利用していると予想できます。高校生保護者は、町外の方が含まれているためか33%と低くなっています。

- 問1-1 月にどの程度の冊数を図書館や公民館図書室（中央公民館・北公民館）から借りますか？



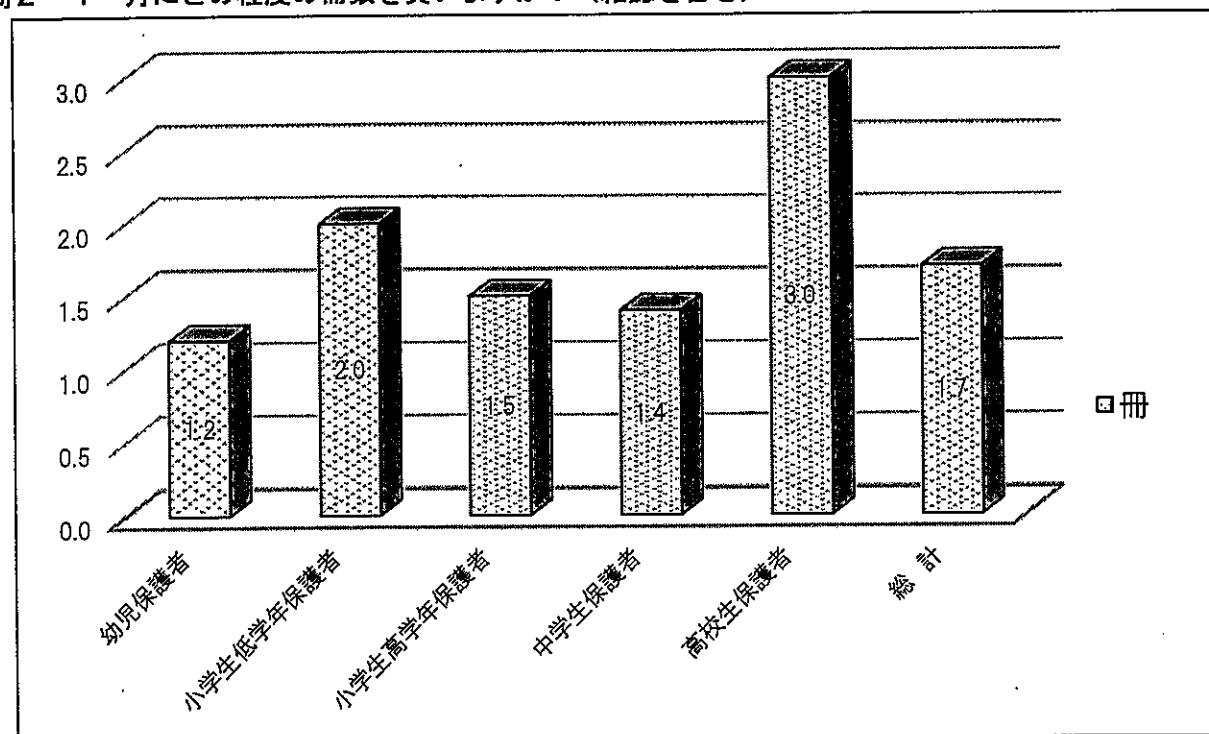
図書館の利用カードを所持している保護者における1ヶ月あたりの借受冊数は、平均して5冊程度であることがわかりました。

・問2 この1ヶ月間、書店は利用されましたか？（インターネットショッピングを含む）



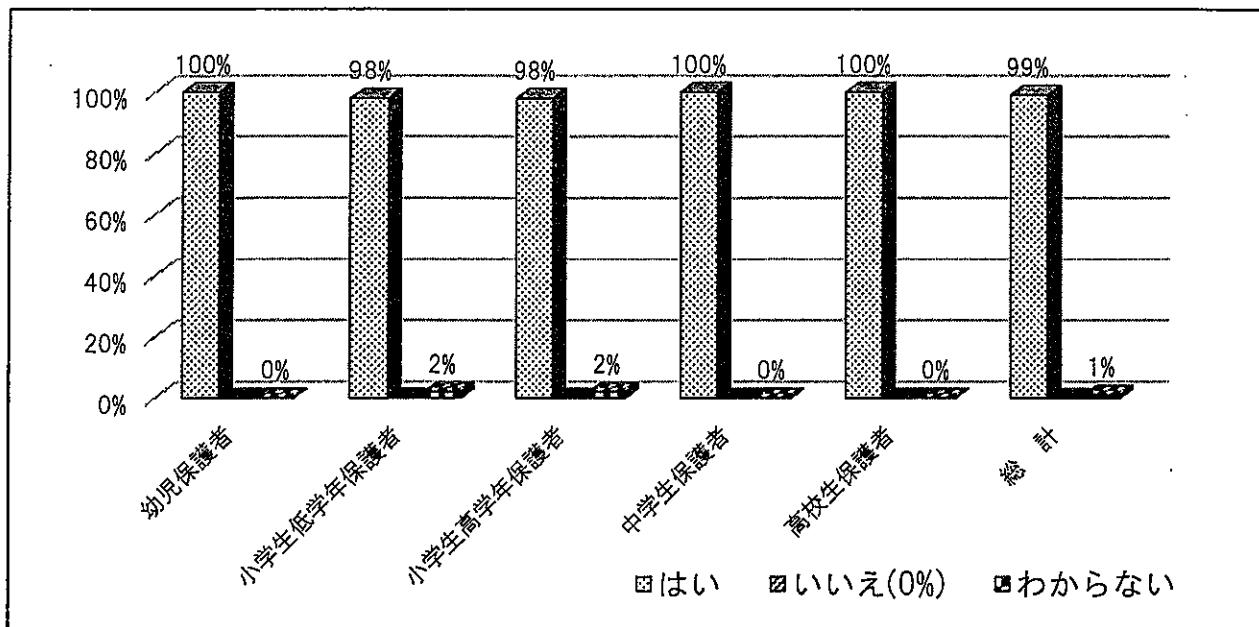
平均して、約半数のご家庭が書店やインターネットショッピングを利用して書籍類を購入しています。

問2-1 月にどの程度の冊数を買いますか？（雑誌を含む）



書店等を利用して購入した保護者における1ヶ月あたりの購入冊数は、平均して1.7冊となりました。

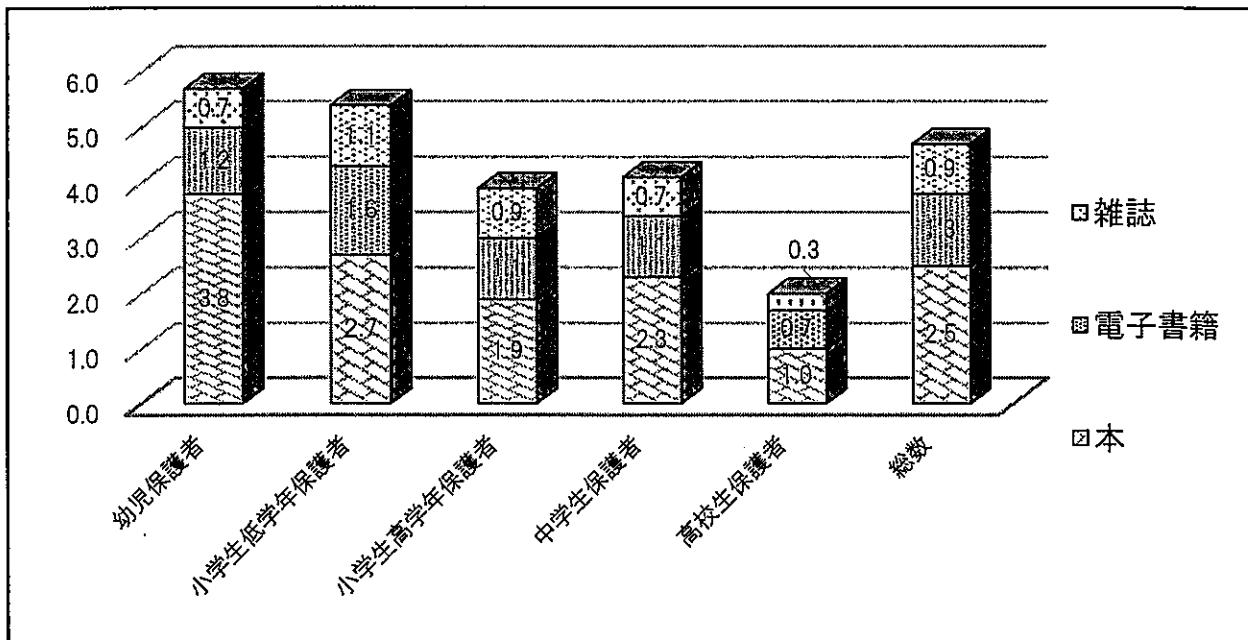
・問3 読書は、子どもの成長にとってよいことだと思いますか？



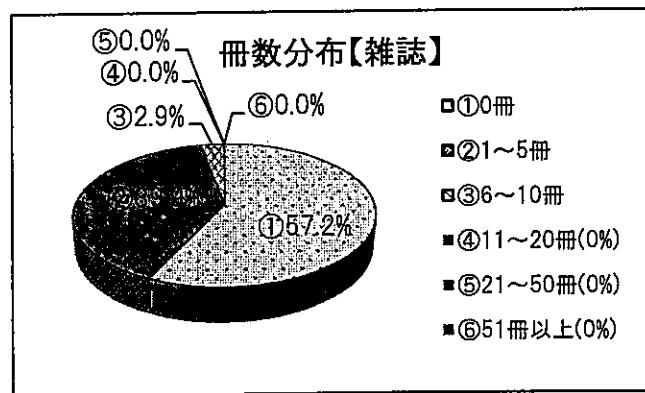
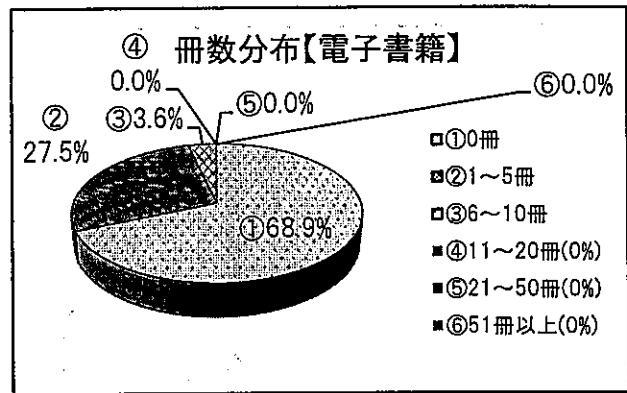
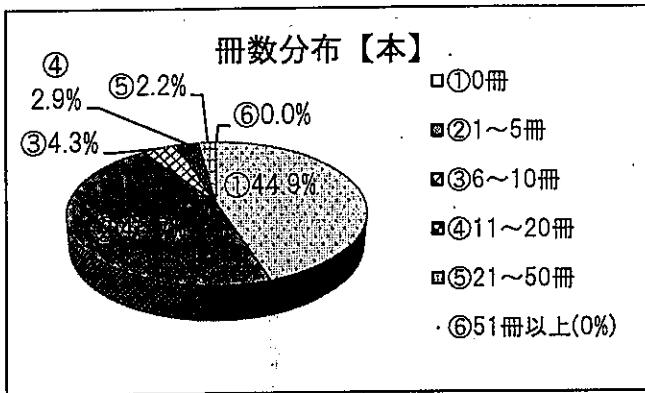
全体の99%の保護者は、「子どもの成長にとって読書はよいことだ」と回答しています。

また、「いいえ」は0%、「わからない」は1%にとどまり、読書に対する関心が高いものと思われます。

・問4 あなたは過去1ヶ月に本・電子書籍・雑誌をどの程度読みましたか？

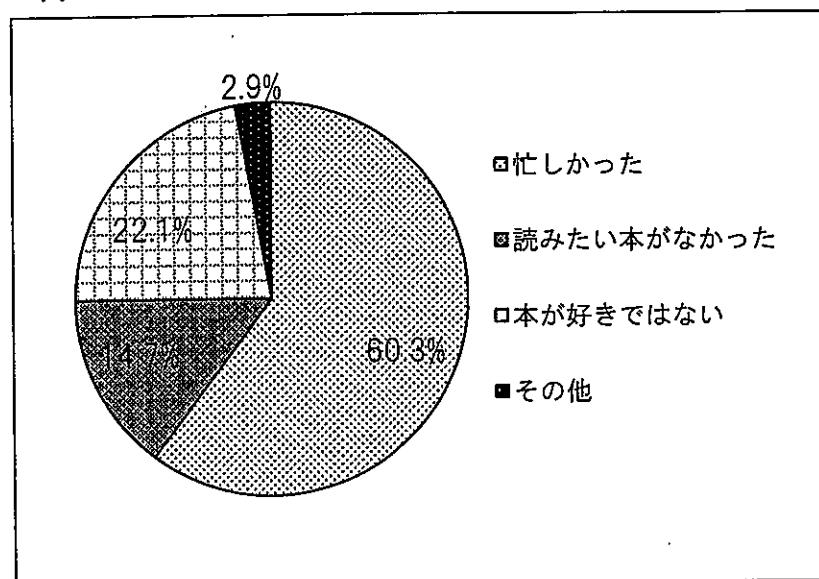


1ヶ月の平均は、本→2.5冊、電子書籍→1.3冊、雑誌→0.9冊となりました。本や電子書籍をやや多く読んでいることがわかりました。



また、冊数分布では、
1冊も読まない割合が
本 → 44.9%
電子書籍 → 68.9%
雑誌 → 57.2%
となりました。本について前回調査と
比較すると「1冊も読まない」割合が
減少しており、読書の機会が増加して
いるものと思われます。

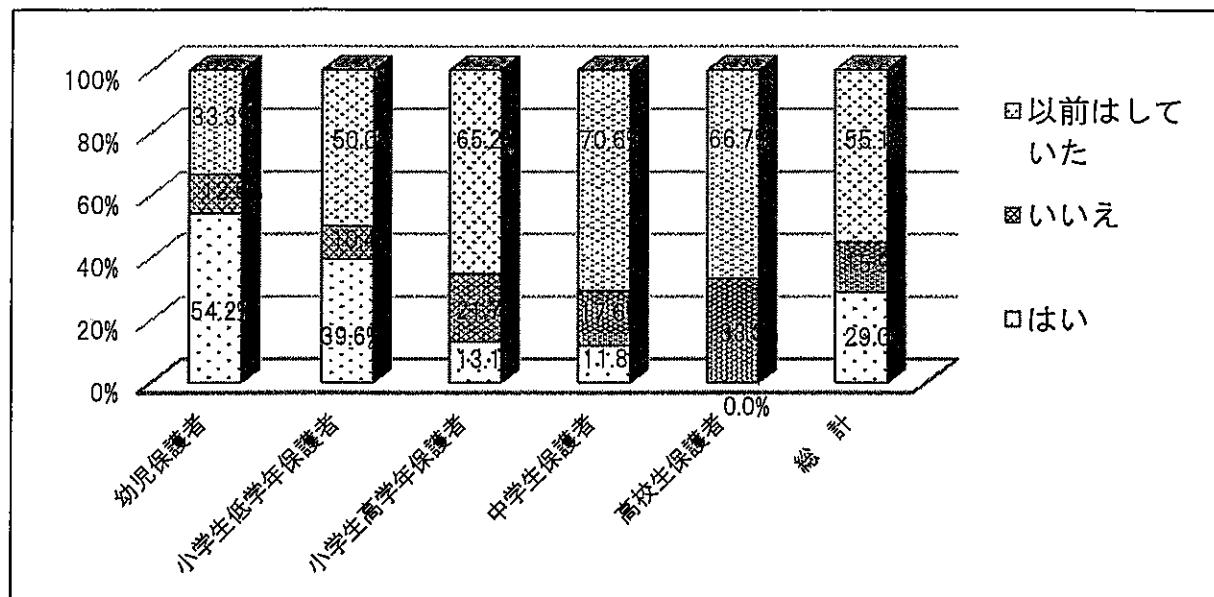
・問4-1 なぜ1冊も読まなかったと思いますか？



読まなかった理由として
は、「忙しかった」が最も
多く、全体の約6割を占めて
います。

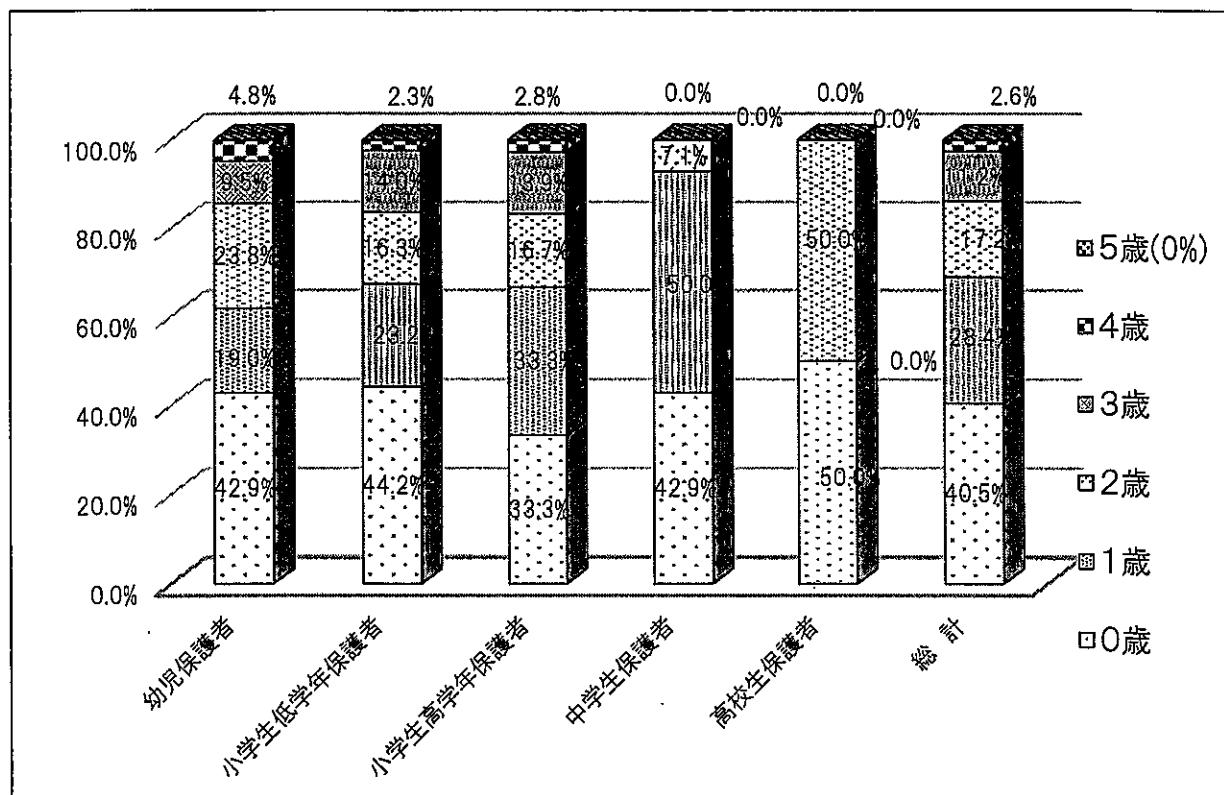
その他の理由には、「イン
ターネットで情報を得た方が
早い」や、「時間に余裕がない」
などの意見がありました。

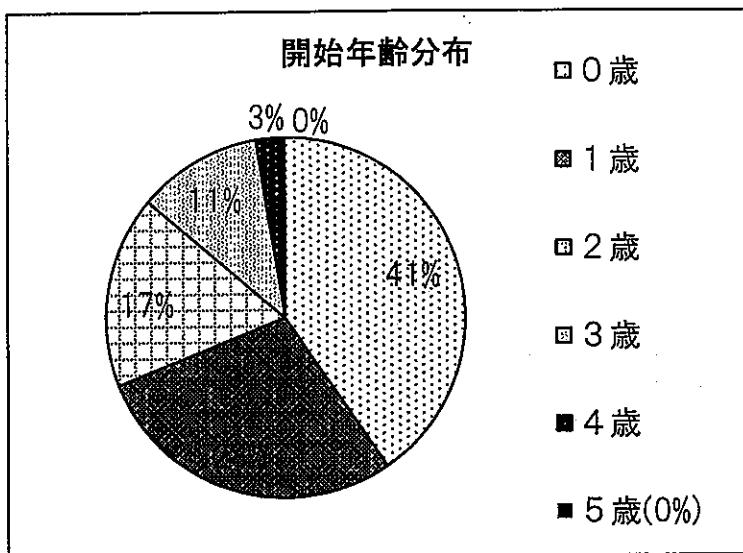
・問5 あなたの家庭では、子どもに本の読み聞かせをしていますか？



読み聞かせ自体が幼少期に行われる事が一般的なため、「はい」の回答は幼児保護者に多くなっています。全体では、「以前はしていた」を含め、84.1%の家庭で読み聞かせを行っていることがわかりました。

・問5-1 本の読み聞かせは何歳から行いましたか？

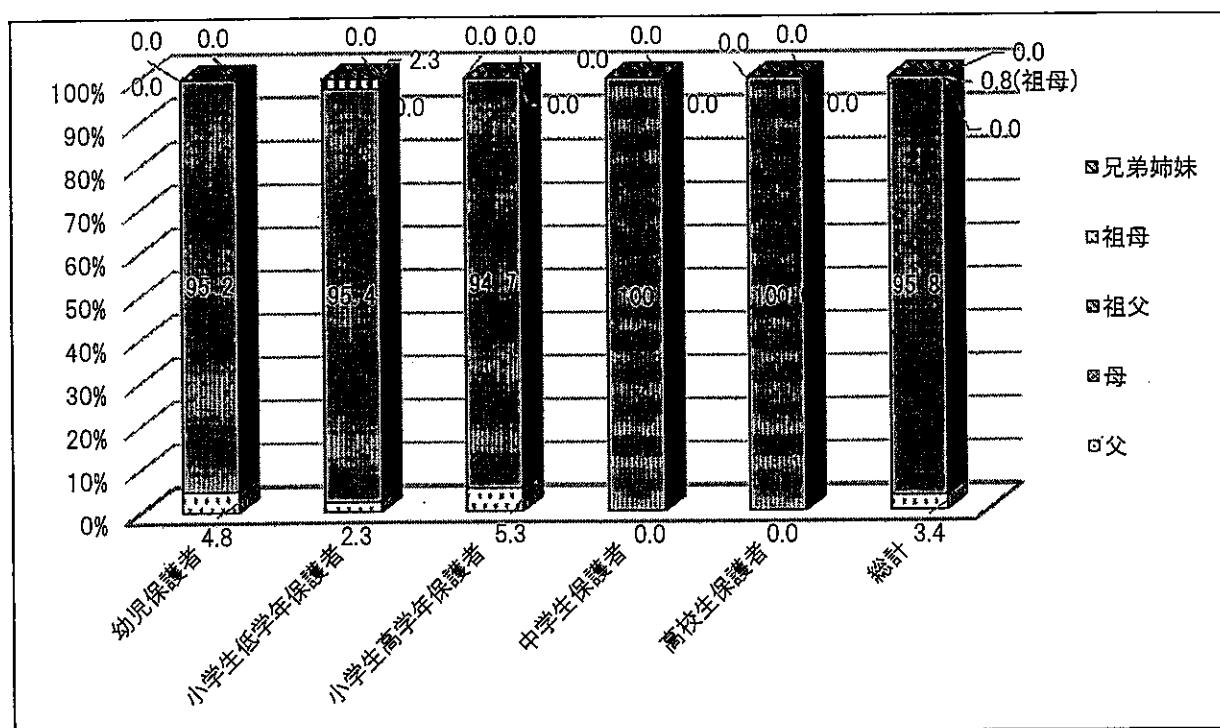




全体における読み聞かせの開始年齢は、「0歳から」が最も多く、2歳までに開始している保護者が約8割を占めることがわかりました。

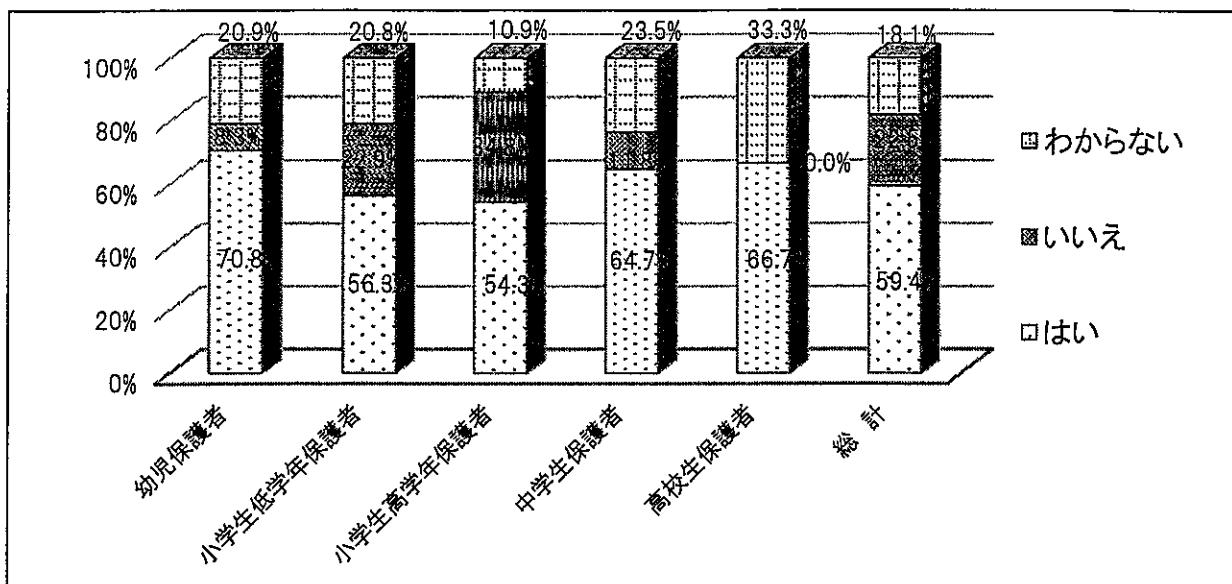
当町では、乳児健診において読み聞かせの体験と本のプレゼントを行う「ブックスタート事業」を展開しているため、乳幼児における読み聞かせについての関心が高いものと思われます。

・問6 主にどなたが読み聞かせをしますか？（していましたか？）



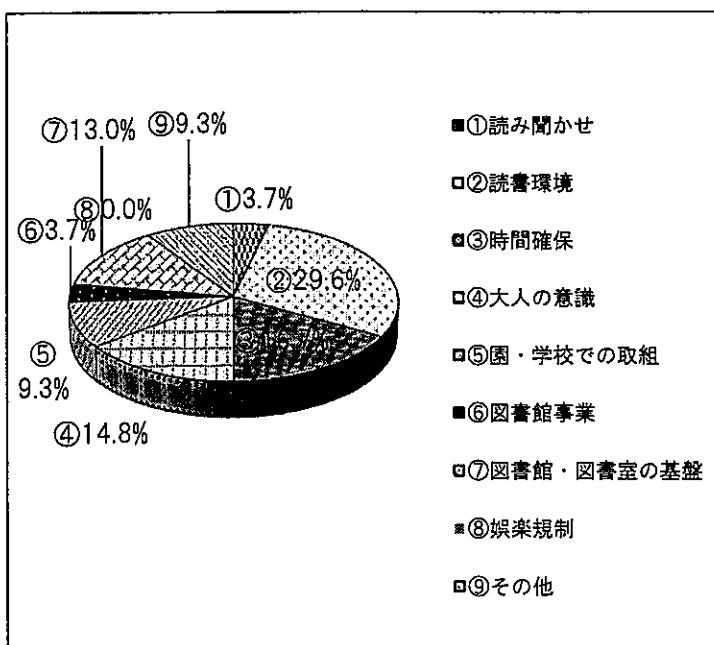
中学生以上の家庭では、100%の家庭が「母」と回答しているのに対し、小学校高学年までの家庭では「父」の回答が増加傾向にあります。近年の父親による積極的な子育てへの参加が数値として表れているようです。

・問7 ご自分のお子さんは、読書が好きな方だと思いますか？



各年代に若干の相違はありますが、全体で6割程度の保護者は、自分の子どもは「読書が好き」であると考えています。

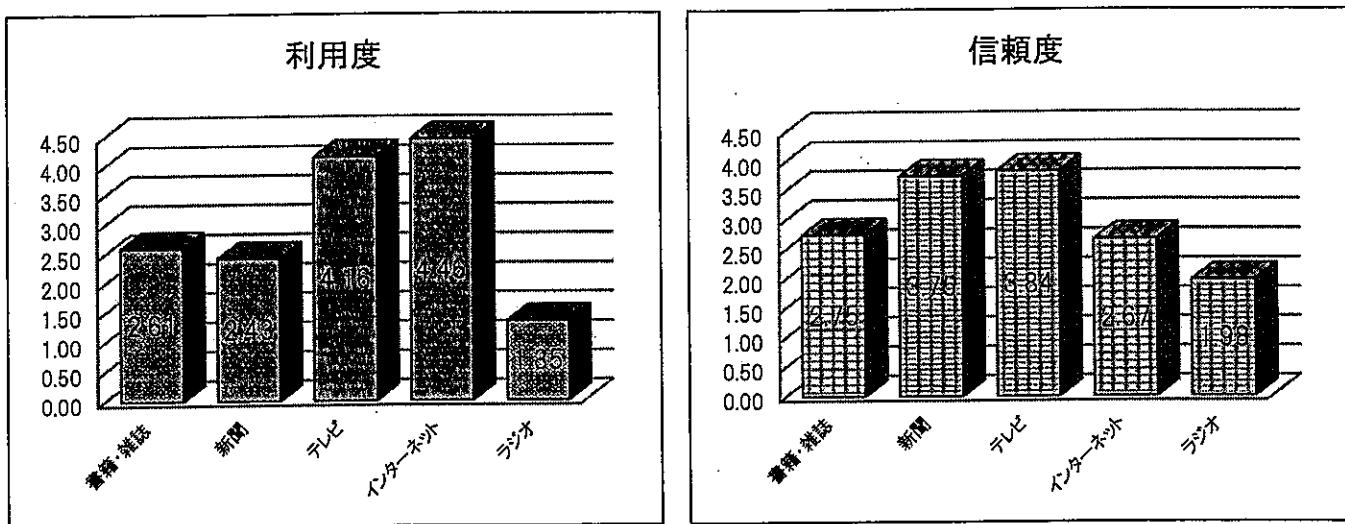
・問8 あなたは、子どもの読書活動を推進するためには何が必要だと思いますか？



- ・読み聞かせ…読み聞かせの実施に関するこ
- ・読書環境…読書をする際の環境整備に関するこ
- ・時間確保…読書の時間の確保、多忙に関すること
- ・大人の意識…大人が手本を見せる
- ・園・学校での取組…園や学校での朝読書や読書週間などの実施
- ・図書館事業…読書推進活動・イベント開催など
- ・図書館・公民館図書室の基盤…開館時間延長や場所の増設に関すること
- ・娯楽規制…ノーメディアタイムなど

自由記述の意見を8分野に分類したところ、「②読書環境」「③時間確保」「④大人の意識」の割合が高くなっています。

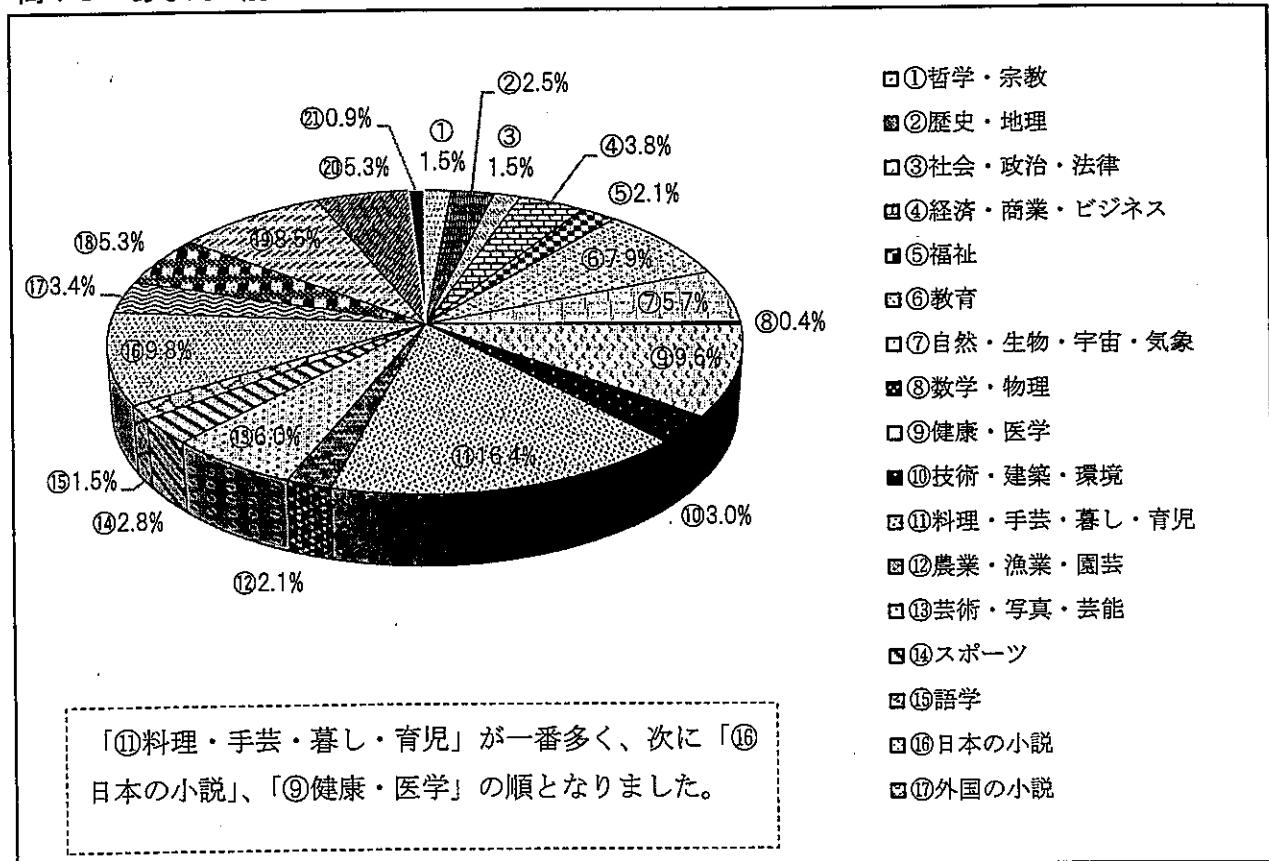
・問9 次の情報源のうち、自分にとって大事な方から順位をつけてください。(5点満点)



利用度では「インターネット」が1位、信頼度では「テレビ」が1位でした。

一方、利用度が1位であった「インターネット」の信頼度は4位と低く、利用度が4位であった「新聞」の信頼度は2位でした。このことから、「新聞」は信頼度が高いと認識しつつも、利便性のある「インターネット」を日常的に利用しているものと見受けられます。

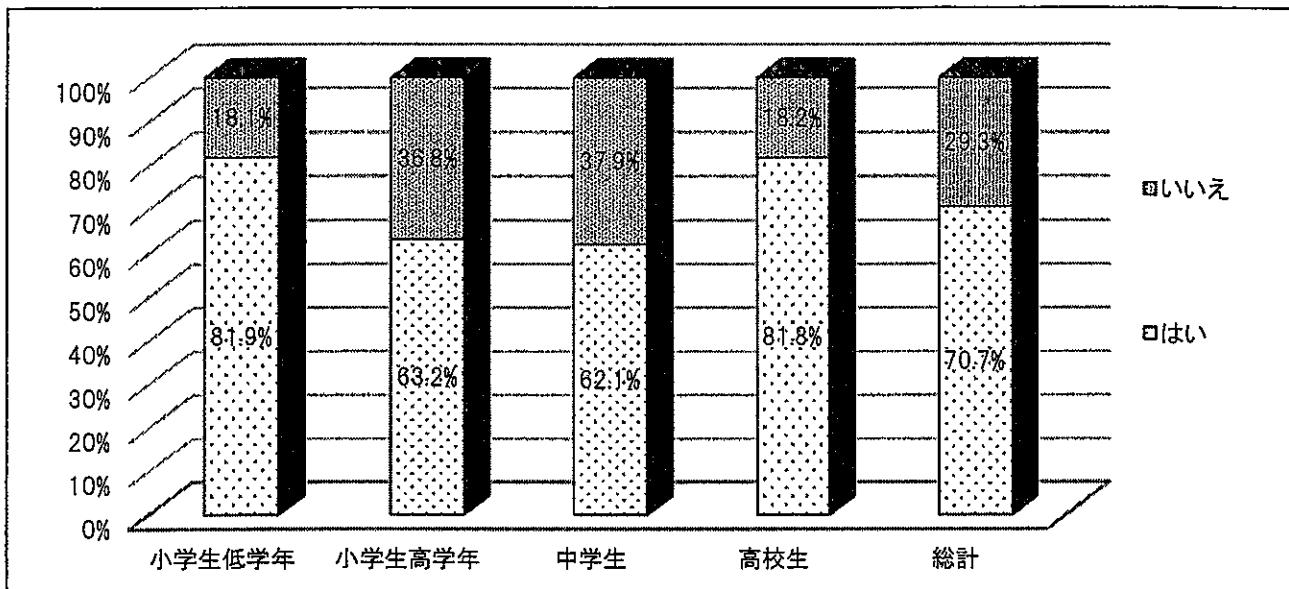
・問10 あなたが読む本の中で、好きなジャンルを答えてください。



② 児童生徒

※問1は、学年や性別を問う設問なので、集計を省略します。

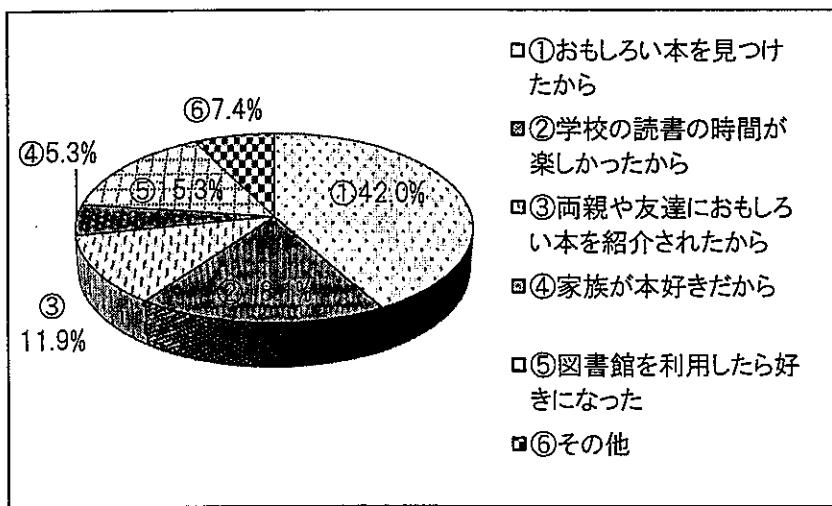
・問2 あなたは読書が好きですか？



全体の71%が読書を好きだと回答しています。内訳としては、小学生低学年と高校生は8割以上の児童生徒が読書を好きだと回答したのに対し、小学生高学年と中学生は6割程度にとどまっています。

保護者の調査（問7「ご自分のお子さんは、読書が好きな方だと思いますか？」）と比較すると、親が考えているより児童生徒の方が読書に対する意識が高いことがわかりました。

・問2－1 なぜ読書が好きになりましたか？



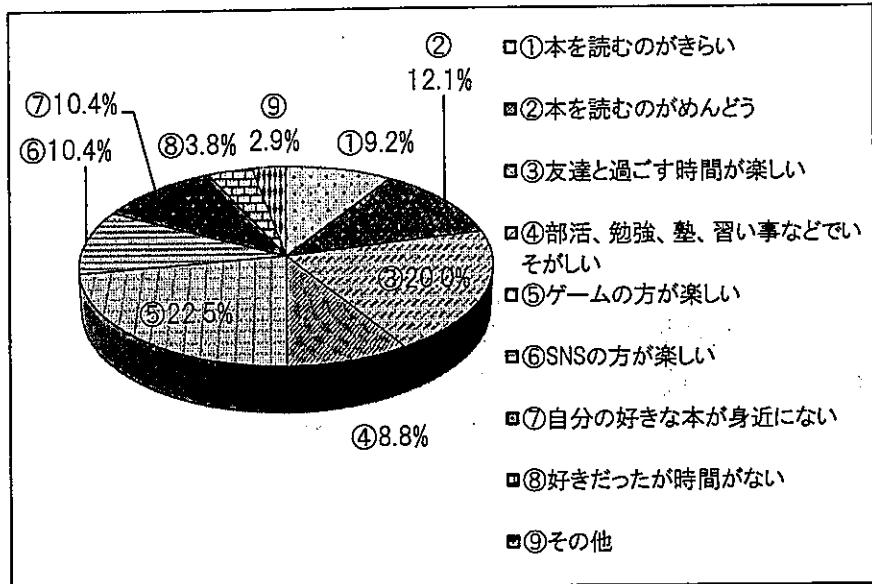
- ①おもしろい本を見つかったから
- ②学校の読書の時間が楽しかったから
- ③両親や友達におもしろい本を紹介されたから
- ④家族が本好きだから
- ⑤図書館を利用したら好きになった
- ⑥その他

読書が好きになった理由は「①おもしろい本を見つかったから」が多くなっています。

次に多かったのは「②学校の読書の時間が楽しかったから」でした。

本に接する機会を多く設けることで、読書が好きになるきっかけにつながるものと考えられます。

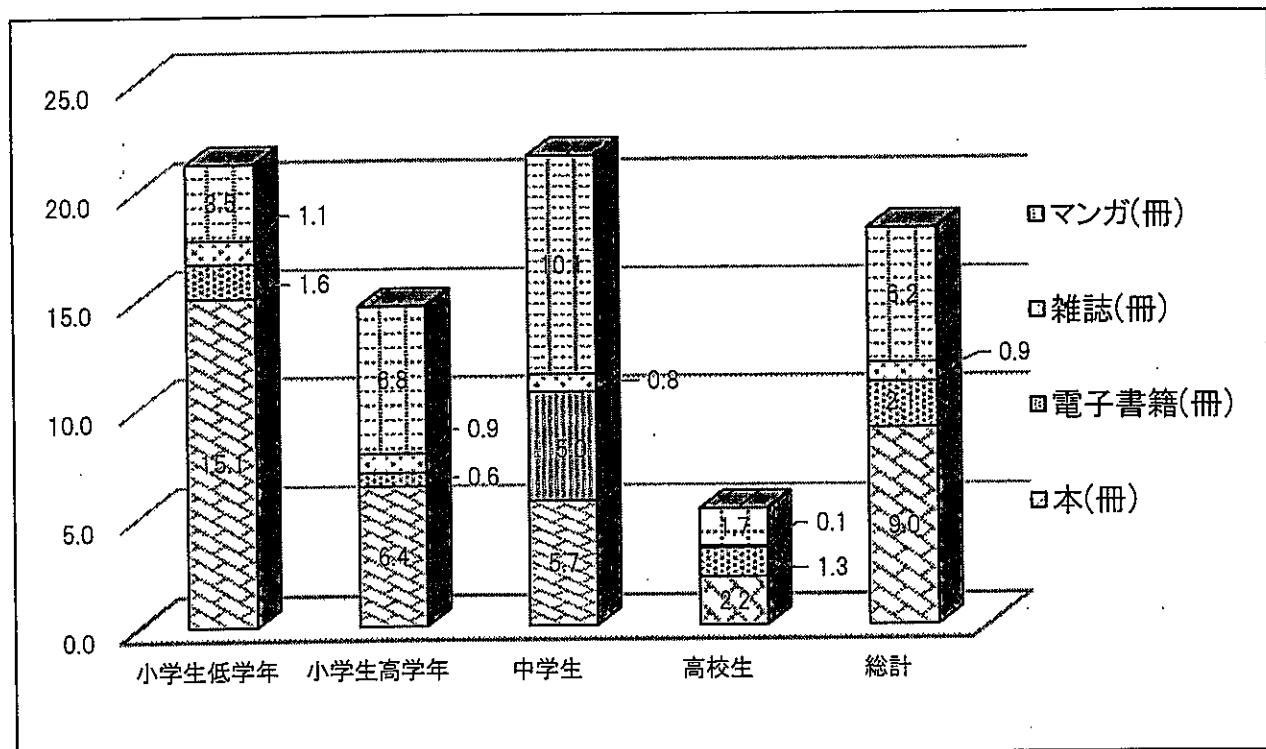
・問2-2 どうして読書が好きではないですか？



「⑤ゲームの方が楽しい」が22.5%と最も高く、次いで「③友達と過ごす時間が楽しい」が20.0%となりました。

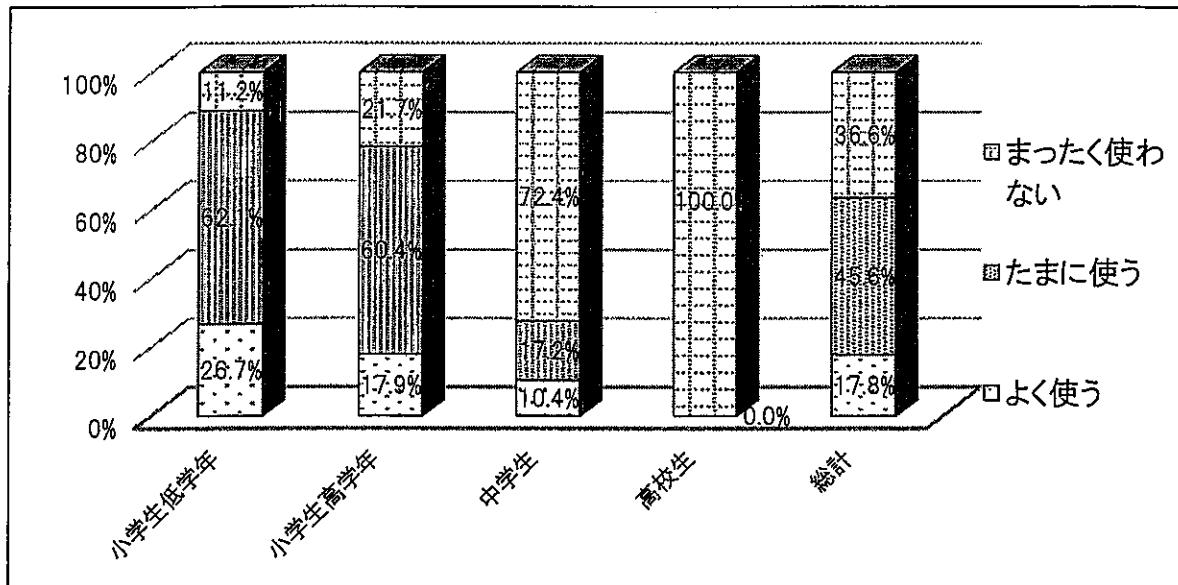
「④部活、勉強、塾、習い事などで忙しい」や、「⑧読書は好きだったが時間がない」など、読書自体が嫌いなわけではないが時間に余裕がないという実情が見て取れます。

・問3 この1ヶ月間、どのくらいの本を読みましたか？



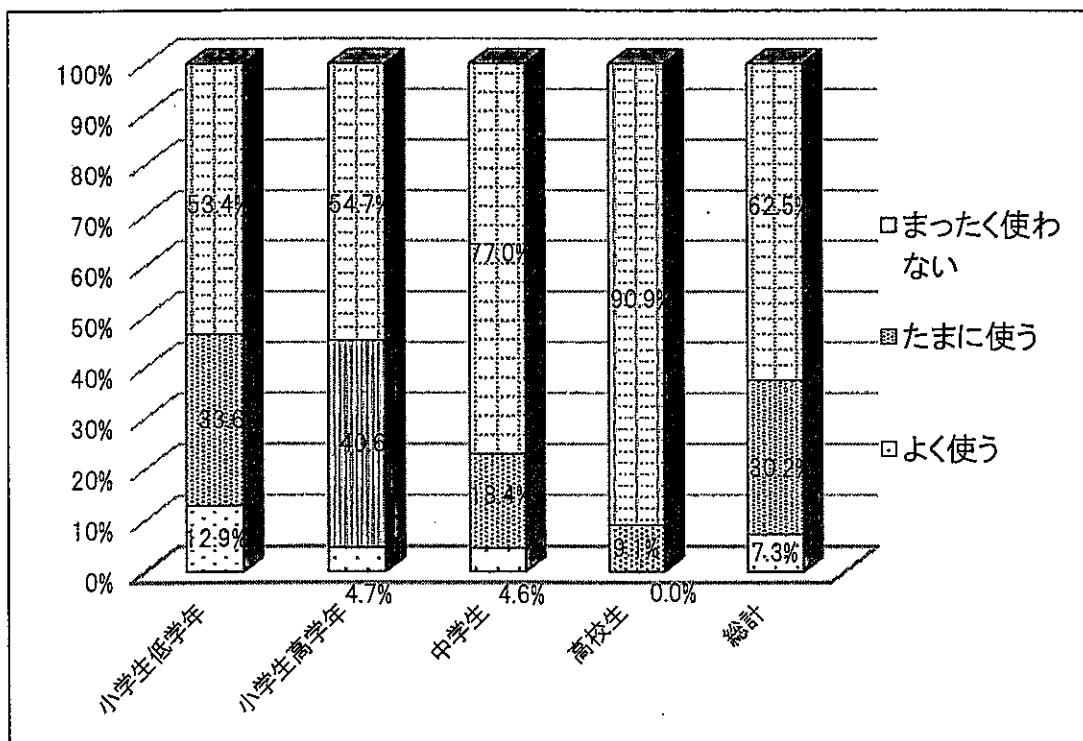
中学生、高校生と年齢が上がるにつれて、1ヶ月あたりに読む「本」の冊数が減少しています。中学生になると「電子書籍」が大幅に増加しますが、高校生では全体的に読書数が減少しています。

・問4 学校の図書室はよく使いますか？



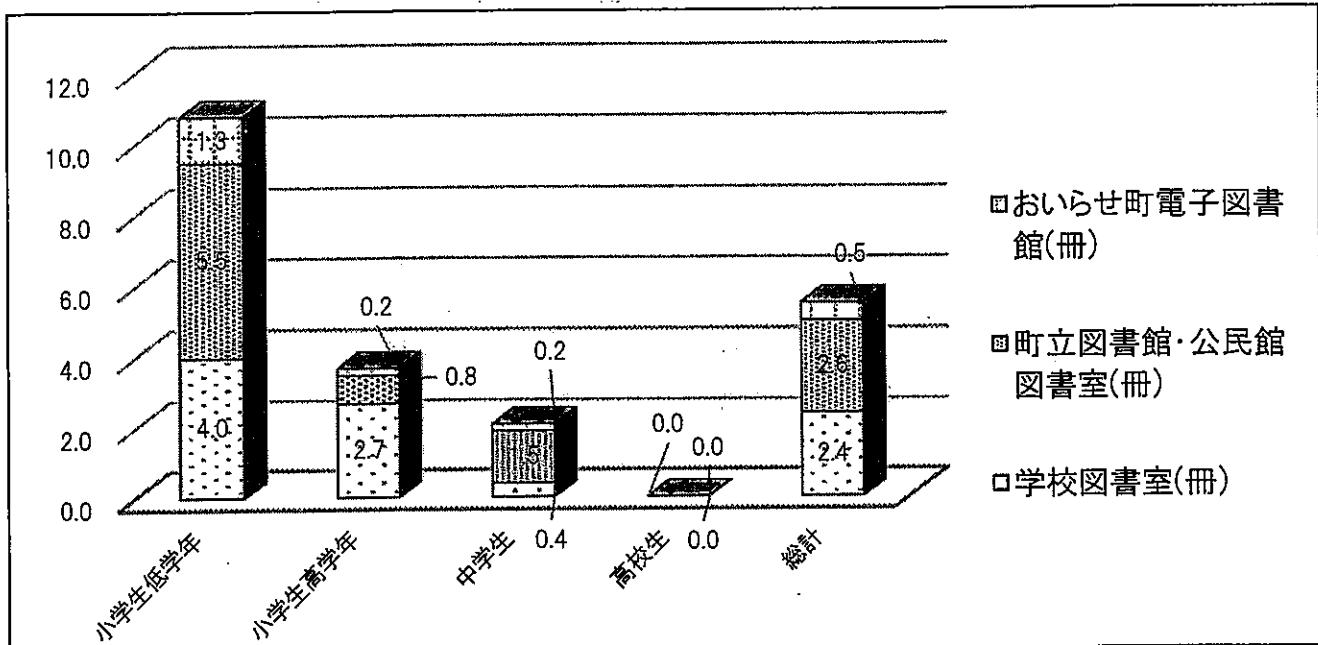
学校図書室の利用率は、小学生低学年では約 89 %と高く、年代を追うごとに利用率が低くなり、高校生ではほとんどの生徒が学校図書室を利用していないことがわかります。

・問5 町立図書館や公民館図書室（中央公民館・北公民館）はよく使いますか？



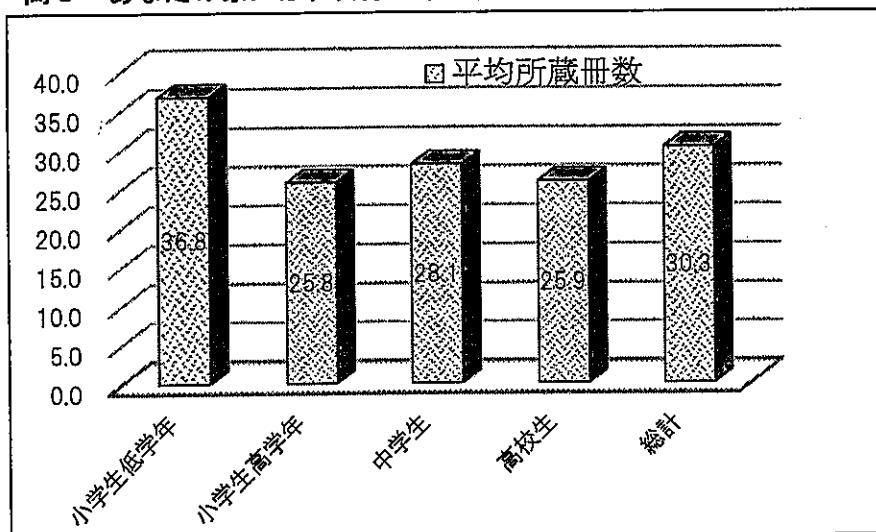
小・中学生は、問4 の学校図書室に比べると利用率が低くなっています。高校生は、1割弱の生徒が図書館や公民館図書室を利用しているようです。

・問5－1 この1ヶ月間、どのくらいの本をかりましたか？



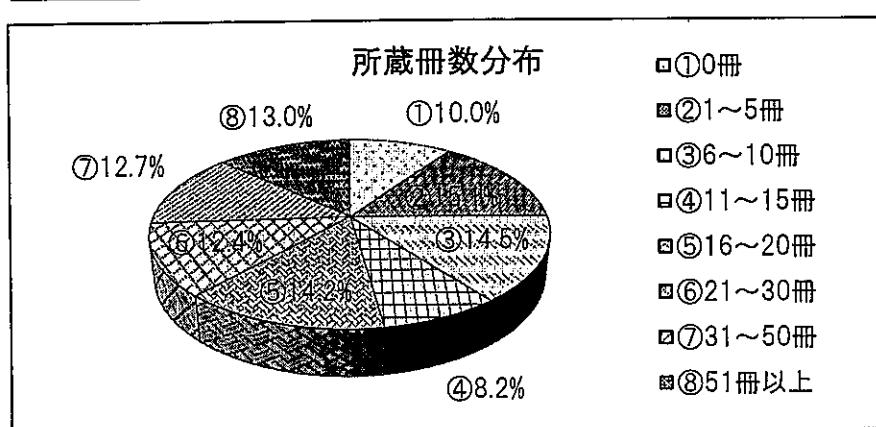
年代が上がるにつれ、学校図書室・町立図書館とともに借受冊数が減少することがわかりました。

・問6 あなたの家には、自分の本が何冊ありますか？(マンガはいれないでください)



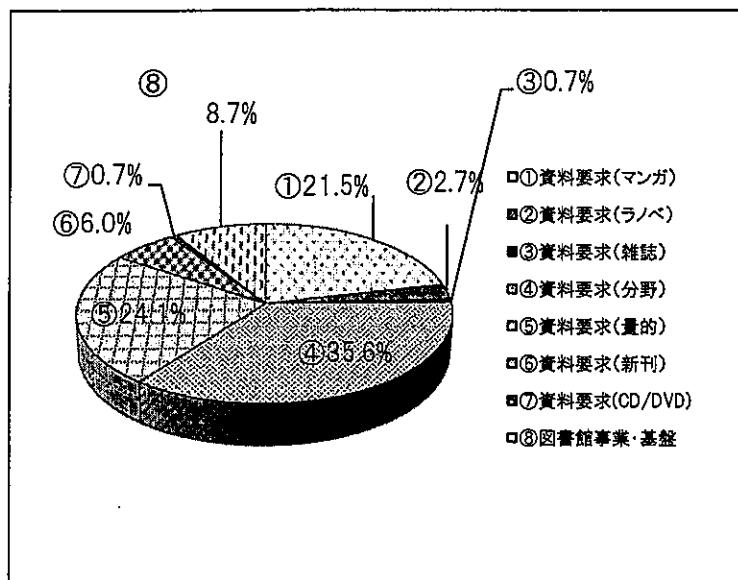
自分専用の本の所蔵冊数の平均は、1人あたり30.3冊となりました。

特に小学生低学年では、平均して1人あたり36.8冊を所蔵している結果となりました。



所蔵冊数分布では「②1～5冊」が15.1%と最も多く、次いで「③6冊～10冊」が14.5%となりました。

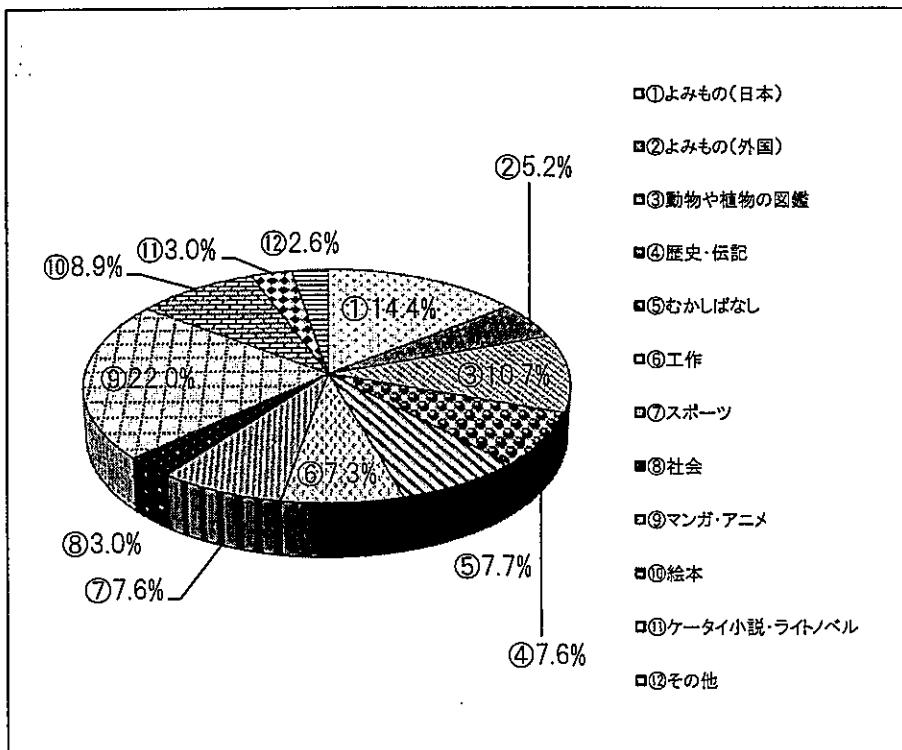
・問7 学校の図書室や町立図書館・公民館図書室にしてほしいことはありますか？



- ・①資料要求(マンガ)…マンガを要求しているもの
- ・②資料要求(ラノベ)…ケータイ小説などのライトノベルを要求しているもの
- ・③資料要求(雑誌)…雑誌を要求しているもの
- ・④資料要求(分野)…上記を除く分野が明確な増加要求
- ・⑤資料要求(量的)…分野が明確でない増加要求
- ・⑥資料要求(新刊)…新刊の増加要求
- ・⑦資料要求(CD/DVD)…CDやDVDの増加要求
- ・⑧図書館事業・基盤…図書館(室)に対するサービスの拡充等を求めるもの

自由記述の意見を8分野に分類したところ、資料要求の割合が9.1%を占め、残る9%は図書館事業・基盤に関するものでした。

・問8 好きな本のジャンルを教えてください。



「⑨マンガ・アニメ」が22.0%と最も多く、次いで「①よみもの(日本)」が14.4%と多い結果になりました。

また、「③動物や植物の図鑑」や、「④歴史・伝記」などの本も好まれていることがわかりました。

2 「子どもの読書活動を支える読書環境等に関する実態調査」について

(1) 「子どもの読書活動を支える読書環境等に関する実態調査」実施要領

- 調査目的 町内の子どもに関する施設における、子どもの読書活動や図書活動等の読書環境の現状を把握し、これから策定する「おいらせ町子ども読書活動推進計画」の基礎資料とする。
- 調査方法 町内の子どもに関する施設へ調査票の配布による。
- 調査票 調査票は選択・記述方式。
- 調査対象 町内の認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校

(2) 「子どもの読書活動を支える読書環境等に関する実態調査」結果

① 認定こども園・保育所・幼稚園

回答いただいた全施設において、絵本の読み聞かせや読書タイムを実施しています。

また、園所有図書の貸し出しを行うことで親子での読書を推進している施設もありました。

なお、約3割の施設では、定期的にボランティア団体などによる読書活動を実施しています。さらには小学生ボランティアを受け入れ、園児への絵本の読み聞かせや本の修理・整理を行っている施設がありました。(※現在は感染症対策として休止中)

加えて、町立図書館からの団体貸出しを希望する旨の意見がありました。

② 小学校・中学校・高等学校

回答いただいた学校のほとんどで朝読書を実施しています。

また、定期的に図書委員による読み聞かせの実施や、地域のボランティアによる読み聞かせを週に1回実施している小学校がありました。

なお、学校図書館の管理について、配架及び修理の方法や選書についてのアドバイスを希望する旨の意見がありました。

加えて、学校における「おいらせ町電子図書館」の団体利用を開始した学校からは、ライセンスの方式についての意見がありました。

③ 図書館・公民館図書室

○蔵書受入状況（令和3年度実績）

[単位：冊]

区分	図書館	中央公民館 図書室	北公民館 図書室
一般図書	32,691	5,738	3,119
郷土資料	1,723	341	0
児童図書	15,384	1,698	1,355
絵本	7,177	566	632
紙芝居	344	0	0
図書資料計	57,319	8,343	5,106

○入館者数・貸出利用者数・貸出冊数（令和3年度実績）

[単位：人／冊]

区分	図書館	中央公民館 図書室	北公民館 図書室
入館者数	43,016		
貸出利用者数	12,934	219	311
貸出冊数	49,078	508	689

○利用登録者数（令和3年度実績）

[単位：人]

区分	図書館	中央公民館 図書室	北公民館 図書室
町内	160	6	9
町外	77	0	1
学校経由	81		
合計	318	6	10

3 当町の課題

(1) 乳児期からの家庭での読み聞かせの浸透

今日、私たちを取り巻く社会は、メディアの発達、都市化、核家族化などにより育児環境が大きく変化しています。その中で、子どもの読書活動を推進するためには、0歳からスキンシップや遊びを通した親子関係を作る取り組みが重要であり、乳児期から家庭において豊かな読書環境に恵まれていることが望まれます。

このため、読み聞かせボランティアや子育て支援センター、認定こども園等と連携しながら、乳児期からの読み聞かせの大切さについて保護者への意識啓発を図る取り組みや、子どもの発達段階に応じた読み聞かせ機会の充実が課題となっています。

(2) 学校図書館の充実と地域との連携

学校図書館は、子どもにとって多くの本と触れることができる最も身近な場所であり、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的・自主的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能が期待されています。

本町で実施した子どもの読書活動に関する意識調査によると、7割以上の中小学生やほとんどの高校生が学校図書館をまったく利用しない状況から、学校図書館の蔵書の更なる充実とともに町立図書館やボランティアとの連携により、学校図書館の充実を図る必要があります。さらには、学校図書館が図書館としての基本的機能を発揮するために、町立図書館において、学校図書館への図書の貸出や調べる学習のための協力に加え、分類、配架、書架の配置、さらには資料の保存・管理、レファレンスサービスなどについて、総合的な支援と連携を進めていくことが課題となっています。

(3) 図書館・公民館図書室の機能強化

地域における子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要です。図書館は、地域の読書活動を支える拠点として、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月文部科学省告示第172号）」を踏まえ、子どもの読書活動の推進における中心的な役割を果たすよう求められています。

図書館では、子どもの読書を盛んにするため、公民館図書室との連携を強化し、職員体制や研修の充実を図るとともに、読み聞かせボランティア等と連携しながら、図書資料の整備・充実や各種事業を実施し、機能のより一層の強化が課題となっています。

(4) 読書離れへの対応（不読率の改善）

令和2年度青森県学習状況調査によると、「学校の授業以外に1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」の質問に対し、当町の小学5年生は「10分以上、30分より少ない」が38.7で最も多く、次いで「30分以上、1時間より少ない」が26.5%でした。中学2年生についても「10分以上、30分より少ない」が46.4%で最も多く、次いで「30分以上、1時間より少ない」が27.0%でした。

加えて、不読率（「全く、ほとんどしない」）の比較をしたところ、小学5年生では、県平均で14.0%であったのに対し、当町では15.2%と若干高い割合になりました。中学2年生では、県平均で20.2%であったのに対し、当町では7.7%と中学生における不読率の改善が見られました。

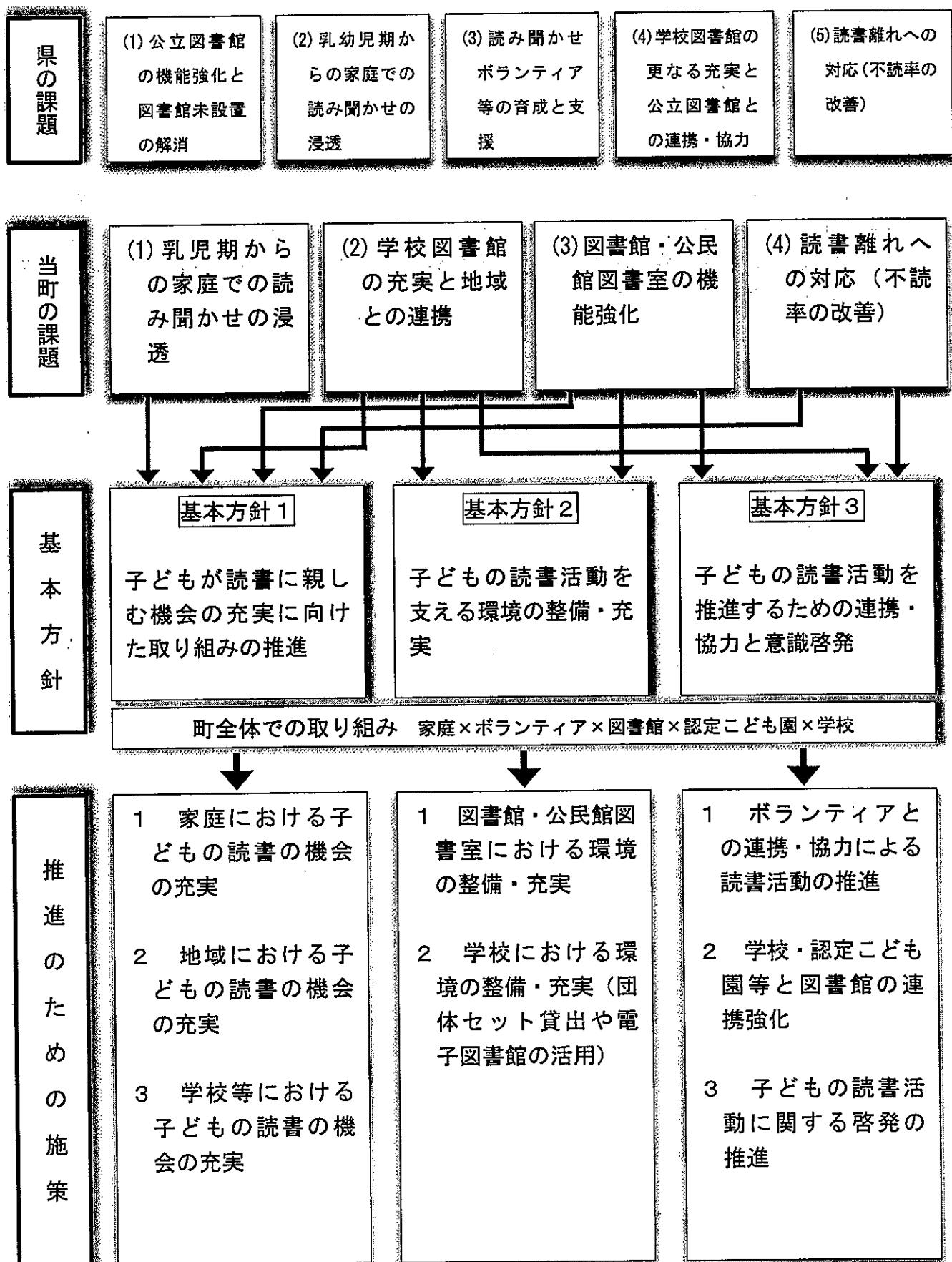
また、今回実施した子どもの読書活動に関する意識調査によると、ほぼ全員の保護者が「読書は子どもの成長にとっていいことだ」と認識しているものの、小学校高学年から中学生、さらには高校生になるにつれ読書離れが進む傾向が認められます。

子どもの頃の読書活動が、成長してからの意識・能力に影響を及ぼすことを考えると、特に中学生・高校生の世代に関して、読書活動を促す取り組みをさらに進めることができます



[MOMOおはなしの会によるお話し会]

おいらせ町子ども読書活動推進計画 体系図



第3章 基本方針

※認定こども園には幼稚園を含めます

子どもは、読書を通じて読解力や想像力、思考力、表現力等の生きるための基礎となる力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。

読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が自主的な読書活動を通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要です。

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校を通じた社会全体で取り組むことが重要です。

このような観点から、国の基本理念や県の基本方針、当町の課題を踏まえ、次の基本方針の下、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進に取り組みます。

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取り組みの推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供する必要があります。

そのため、家庭・地域・学校それぞれの役割を明確にし、子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた社会全体での取り組みの推進に努めます。

基本方針2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、乳児期から読書に親しめるような環境を身边に整えることが必要です。

そのため、子どもの読書活動を支える施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。また、各施設間及びボランティア等との連携・支援を進めるとともに、地域において格差が生じないように各施設への働きかけに努めます。

基本方針3 子どもの読書活動を推進するための連携・協力と意識啓発

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、保護者や保育士、教職員等子どもの成長に深く関わる身近な大人が、読書活動に理解と関心を持つことが重要です。

そのため、家庭・地域・学校等の関係機関が、子どもの自主的な読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、社会全体で連携・協力する取り組みの推進に努めます。

第4章 子どもの読書活動推進のための施策

第3章で掲げた「基本方針」1～3に基づき、子どもの読書活動の推進に向けて、以下の取り組みを進めます。

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取り組みの推進

1 家庭における子どもの読書の機会の充実

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものです。子どもが読書に親しみ、自主的に読書活動を進め、読書習慣を身に付けるために、家庭の役割は極めて重要です。そのためには、まず、保護者が読書に対する理解を深め、自ら読書に親しむことが大切です。そして、子どもとともに読書の楽しさを分かち合い、家族間のコミュニケーションを深め、読書が生活の中に位置付けられるような取り組みを推進することが大切です。

また、育児環境が大きく変化している今日、祖父母による子どもの読書活動への関わりも考慮する必要があります。

具体的な施策

①家庭での読み聞かせの浸透

図書館・公民館、地域の読み聞かせグループ等の関係団体、子どもの読書活動が行われる施設（認定こども園、幼稚園、子育て支援センター、小・中学校、児童館等）との連携により、乳児期から絵本等に触れる機会の充実に努め、家庭での読み聞かせを推進します。

②保護者に読み聞かせの楽しさなどを伝える場の提供

乳幼児健診や健康相談等の際に、図書館職員や読み聞かせボランティア等が健診担当課や子育て支援センター等と連携し、親子の心のふれあいを大切にした読み聞かせの楽しさや、絵本を開く体験などを保護者に伝える場（ブックスタート等）を提供します。

③読書習慣定着のための家庭に対する普及・啓発活動及び情報発信

小学校、中学校、高等学校と学校段階が進むにつれて読書離れの傾向が見られます。家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つことの重要性について理解を深め、家庭での読書習慣の定着を図るため、各家庭及び祖父母に向けての普及・啓発活動や情報発信に努めます。

2 地域における子どもの読書の機会の充実

子どもの読書活動を推進するためには、地域の中で身近に本に親しむことができる図書館が重要な役割を果たしています。図書館は、子どもが自分で読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。そのため、図書館と公民館図書室において、子どもに読書の楽しさを伝え、読書活動を推進していくための様々な活動を開催していくことが望されます。また、日常的に子どもの読書活動についての啓発活動を行うとともに、発達の段階に応じた様々な取り組みを積極的に行うことなどが大切です。

具体的な施策

①図書館での読書活動の推進

図書館と公民館図書室が連携を強化しながら、読み聞かせボランティア等と連携・協力して、読み聞かせやおはなし会、読書スタンプラリーなど様々な活動を実施します。また、学校と連携して読書感想文コンクールや調べる学習コンクールを実施します。

②読書活動の推進に関する情報提供

読み聞かせボランティア等と連携して、学校や認定こども園等の求めに応じて研修会やおはなし会、昔話等の講師を斡旋するとともに、発達段階に応じた様々な子どもの読書活動の推進に関する情報提供を行います。

3 学校等における子どもの読書の機会の充実

学校や認定こども園等は、子どもが多く時間を使い、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。認定こども園等においては、幼児期から読書の楽しさを知ることができるように、子どもが絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが大切です。あわせて、保護者に対しても読み聞かせの大切さや意義を広く普及することが求められます。

また、小学校・中学校・高等学校においては、児童生徒が生涯にわたって読書に親しみ、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。

具体的な施策

①学校での読書活動の推進

図書館や読み聞かせボランティア等と連携しながら、全校一斉の読書活動や学校図書館での推奨図書コーナーの設置の推進に努めます。また、小・中学校家庭教育学級の機会を活用し、保護者に対して読み聞かせや読書の大切さやその意義を伝えます。

②学校図書館等を活用した授業実施の検討

学校の授業のねらいや児童生徒の実態に応じて、図書館職員やボランティアと協力し、学校図書館や図書館等を活用した授業の実施を検討します。

③認定こども園等での読書活動の推進

乳幼児が安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア、図書館等と連携して、子どもの発達の段階に応じた図書の選定や読み聞かせ、紙芝居などにより読書活動を推進します。また、乳幼児期家庭教育学級などの機会を活用し、読み聞かせや読書の大切さやその意義を保護者に伝えることで、子どもが読書の楽しさに出会える環境を整え、読書活動の推進に努めます。

基本方針2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

1 図書館・公民館図書室における環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもが生活する地域に読書活動を楽しむ図書館や公民館図書室があり、そこに豊富な蔵書が整備されている必要があります。

また、読み聞かせや学校図書館支援活動を行うボランティア等によって組織されたグループ・団体は、子どもが読書に親しむ機会を提供し、学校図書館の活発な活動を支えるなど、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広げる上で、重要な役割を果たしています。

具体的な施策

①図書の整備・充実

様々な年齢、生活体験、読書体験の子どもたちを念頭に置いた、多様なジャンルの図書を整備するように努めます。また、可能な限り児童図書購入費の確保に努めるとともに、県立図書館からの協力貸出を利用し、豊富で多様な図書を揃え、提供します。

②貸出サービス体制の整備・充実

図書館から遠い地域に住む子どもなど、より多くの子どもに読書の機会を提供するために、図書館と連携した公民館図書室の貸出サービスを充実します。また、学校図書館と図書館が連携した貸出サービス体制を検討します。

③図書館等の情報発信の充実

地域における子どもの読書活動を推進するためには、児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書に関する情報（本のテーマ展示等）やおはなし会の開催など、子どもの読書活動の機会に関する情報を町広報紙やパンフレット等で積極的に住民に提供します。また、図書館ホームページの開設などインターネットを活用した情報発信を充実します。

④子どものためのスペースの充実

子どもにとって図書館等をより利用しやすいものとするためには、子どもにわかりやすく親しみやすい展示や空間づくりを工夫し、児童スペースや絵本コーナーの整備・充実を図ります。

⑤インターンシップの受け入れ

学校からのインターンシップ（職場体験）の依頼により、図書館や司書の仕事に興味のある子どもを積極的に受け入れ、読書の素晴らしさや図書館業務のやりがいなどを伝えます。

⑥司書及び司書補の配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書をはじめとする図書資料の選択・収集・提供、読み聞かせなど子どもの読書活動の推進に資する取り組みの企画・実施、子どもの読書に関する保護者の相談への対応など、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っています。

また、図書館と学校図書館の連携・協力においても積極的な役割を果たすことが期待されていることから、司書の重要性について認識を深め、継続した司書及び司書補の配置に努めます。

⑦職員研修の充実

司書及び司書補だけでなく、その他の図書館等の職員においても、児童・青少年用図書を含む図書館資料に関する広範な知識や、子どもの発達の段階に応じた図書の選択に関する知識、子どもの読書指導に関する知識・技術等が求められていることから、県立図書館主催の職員研修の受講をはじめ、各種研修機会の充実を図ります。

⑧図書館利用に障害のある子どものための諸条件の整備・充実

「文字を読むことが難しいなど、図書館利用に障害のある子どもの読書活動を支援するため、施設・設備の整備をはじめ、布の絵本や触る絵本、点字資料など、障害に応じた資料を可能な限り揃え、必要とする子どもに情報提供するように努めます。」

2 学校における環境の整備・充実

学校においては、子どもが自由に読書を楽しむだけでなく、多様な図書に触れ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備する必要があります。また、学習指導要領に各教科等の学習を通じて言語活動を充実することとあるように、自主的な読書活動をより発展させた活動が求められます。

このように、学校において全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが求められます。

具体的な施策

①家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動の充実のためには、保護者や地域のボランティアの協力を得ながら、読み聞かせや学校図書館の整備など、学校と地域が一体となって読書活動を推進することが重要であり、学校の特色を活かした読書活動の推進に努めます。

②学校図書館機能の整備・充実

学校図書館は、「読書センター」としての機能と、「学習・情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。特に、近年は確かな学力の確立のため、各教科の学習活動において児童生徒が自主的に探究する能力が求められており、そのためには、学校図書館の利活用の促進が重要です。

学校図書館の機能の整備と活用を通じて、読書に親しむ豊かな児童生徒を育成するため、学校図書館活動の充実を図り、児童生徒の読書意欲を高めるとともに、自ら学ぶ力やコミュニケーション能力の向上を目指します。学校教育において読書活動の推進を図るために、質の高い図書資料の整備のための計画的な図書購入予算の確保に努めます。

③学校図書館担当職員（学校司書）の配置の検討

学校図書館活動の充実を図るために、図書館に学校図書館担当職員（学校司書）を配置するなど、司書教諭等と連携しながら多様な読書活動を企画・実施し、学校図書館サービスの改善・充実を図っていくことが大変有効であり、配置に向けて検討します。

基本方針3 子どもの読書活動を推進するための連携・協力と意識啓発

1 ボランティアとの連携・協力による読書活動の推進

子どもの読書活動の推進のための様々なノウハウや知識・経験を活用し、一層の効果を得るためにには、子どもの読書活動を支える施設が単独で取り組むだけでなく、地域の読み聞かせボランティア等との連携・協力する体制づくりが重要です。

具体的な施策

①ボランティア団体のコーディネート

関係機関と連携しながら、読み聞かせボランティア講習会の実施など、ボランティア活動者の育成を支援するとともに、ボランティア団体と受入施設とのコーディネートや情報提供に努めます。

2 学校・認定こども園等と図書館の連携強化

学校や認定こども園等が多様な読書活動を展開していくためには、図書館との密接な連携が重要です。子どもの読書活動、学習活動及び教職員の教育活動を支援し、子どもの学ぶ力の育成と読書意欲の向上を図るために、図書館との連携を強化し、お互いの状況や課題を共有し合うことが求められます。

具体的な施策

①司書とボランティアによる施設訪問

子どもの読書環境を把握し情報共有するため、図書館司書と読み聞かせボランティア等が必要に応じて学校や認定こども園等を訪問し、連携強化に努めます。

3 子どもの読書活動に関する啓発の推進

子どもの読書活動についての关心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、地域、学校、図書館が連携しながら、様々な情報を提供し、より充実した啓発活動を推進します。

具体的な施策

①学校・認定こども園等と連携した情報発信

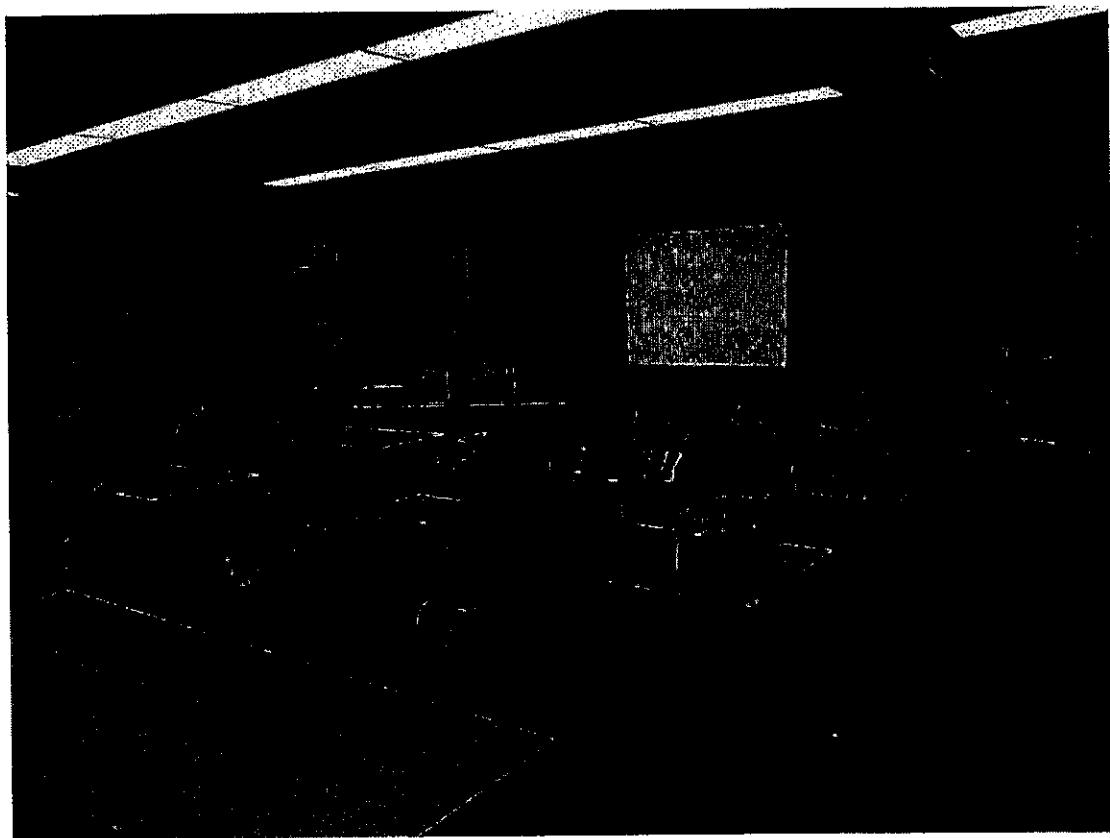
図書館だよりなど、子どもの読書活動に関する情報を学校や認定こども園等と連携して配布し、子どもや保護者へ情報発信します。

②町広報紙・ホームページを活用した情報発信

子どもの読書活動に関する取り組みや図書に関する情報など、町広報紙や図書館ホームページを活用して、住民に広く情報発信します。

③子どもの読書活動を推進するイベントの実施

図書館まつりや地域ぐるみのイベントへのブース出展等により、子どもや大人が本に親しみ、読書の楽しさや素晴らしさを体感できる機会をつくります。



[調べる学習　はじめの一歩講座]

[資料]

◎ 計画策定の経過

本計画は、おいらせ町立図書館協議会により策定しました。

時期	内容
令和4年 6月16日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回おいらせ町立図書館協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針及び策定スケジュールの検討 ・現状と課題の把握手法（アンケート調査等）の検討 <p><出席者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・おいらせ町立図書館協議会委員 ・おいらせ町教育委員会 教育長 ・指定管理者（株図書館流通センター） <p><事務局></p> <ul style="list-style-type: none"> ・おいらせ町教育委員会 社会教育・体育課
7月～8月	○子どもの読書活動に関する意識調査
9月～11月	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの読書活動に関する意識調査結果集計・分析 ○子どもの読書活動を支える読書環境等に関する実態調査・結果集計・分析
11月30日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回おいらせ町立図書館協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・当町の課題の検討 ・計画体系図の検討 <p>（出席者：第1回に同じ）</p>
12月～ 令和5年1月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校図書館等の現地調査 ○計画素案の修正
3月14日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回おいらせ町立図書館協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画案の検討（最終確認） <p>（出席者：第1回・第2回に同じ）</p>
3月23日（木）	○町教育委員会定例会へ計画案を提出
3月下旬	○計画公表
令和5年4月	○計画施行

◎ 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成13年12月12日 法律第154号]

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動基本計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

◎ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

第一 総則

一 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- ① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるように、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収藏能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが

望ましい。

- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図

書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関する学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レンタルサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとす

る。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るために、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレンタルサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレンタルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、

読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

（五）多様な学習機会の提供

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共に多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六）ボランティア活動等の促進

- ① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

（一）職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- ④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るために、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

（二）職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るために、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るために、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- ① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
 - ア 資料の紹介、提供に関すること
 - イ 情報サービスに関すること
 - ウ 図書館資料の保存に関すること
 - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
 - オ 図書館の職員の研修に関すること
 - カ その他図書館運営に関すること
- ② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

- ア 研修
- イ 調査研究
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備
- イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

- ① 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、これらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。
- ② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。
- ③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

- ① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- ② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

おいらせ町子ども読書活動推進計画(第二次)

おいらせ町教育委員会 社会教育・体育課
〒039-2289 青森県上北郡おいらせ町上明堂 60-6
TEL 0178-56-4276(直通) FAX 0178-56-4268
URL <http://www.town.oirase.aomori.jp/>